

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策等に要する経費(人件費・事務費以外)に充てることとされています。
 大山町一般会計における地方消費税交付金(増収分)の充当額等は以下のとおりです。

【歳入】

令和6年度予算 地方消費税交付金(増収分)
211,793 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障対策に要する経費
1,105,064 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

事業名	令和6年度 当初予算 額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出 金	町債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉費	581,702	407,883	0	8,505	107,300	58,014
特別医療給付事業	90,445	40,854		8,505	16,700	24,386
障害者自立支援事業	491,257	367,029			90,600	33,628
老人福祉費	24,709	0	0	6,415	4,476	13,818
老人施設入所措置事業	24,709			6,415	4,476	13,818
保健衛生費	82,945	9,569	0	7,475	15,300	50,601
予防接種事業	18,419	2,017			3,400	13,002
健康づくり推進事業	39,952	577		7,475	7,400	24,500
母子保健事業	24,574	6,975			4,500	13,099
児童福祉費	415,708	42,927	0	23,068	84,717	264,996
保育所運営事業	415,708	42,927	0	23,068	84,717	264,996
合計	1,105,064	460,379	0	45,463	211,793	387,429